

平成 29 年 4 月

会員企業における労働諸条件

和経協労働ハンドブック要約編

～ 平成 29 年版 ～

和歌山県経営者協会
労働専門委員会

和経協労働ハンドブック・要約編

は じ め に

1. 和経協労働ハンドブック「基礎編」につきましては、毎年詳細なアンケートに会員各位のご協力を賜り、ご好評のうちに発刊しています。同ハンドブックは本会会員企業各社の“労働諸条件”を集録しているものであり、72 ページの内容の濃い冊子となっています。

このたび、基礎編のデータをもとに平均値等を分析した「労働ハンドブック要約編」の平成 29 年版を作成しましたので、各社の労務管理を行う上でお役に立てれば幸いに存じます。

2. 本書は本年 3 月上旬に発刊した「和経協労働ハンドブック・基礎編」の中から主要 10 項目を要約したもので、その項目は、次のとおりとなっています。

- ①労務構成 ②県内企業の実際支給賃金（高卒・大卒） ③諸手当
- ④時間外、休日、深夜労働、時間外深夜の割増率 ⑤労働時間
- ⑥年間休日 ⑦パートタイマーの労働条件 ⑧女性の登用
- ⑨「働き方改革」の取組 ⑩年次有給休暇の取得率

3. 最後になりましたが、「和経協労働ハンドブック」の作成にあたりましては、今後ともよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 4 月

和歌山県経営者協会 労働専門委員会

目 次

◇ 概 要	1
1. 労務構成	5
2. 賃 金	
①高卒入社者・実際支給賃金	6
②大卒入社者・実際支給賃金	9
3. 諸 手 当	1 1
4. 時間外、休日、年末年始、深夜労働の割増率	1 2
5. 労働時間	1 3
6. 年間休日	1 4
7. パートタイマーの労働条件	1 4
8. 女性の登用	1 5
9. 「働き方改革」の取組	1 5
1 0. 年次有給休暇の取得率	1 6
(参考) 最低賃金一覧表	1 6

概 要

1. 労務構成 [表1・5 ページ参照]

アンケートについて 68 社（県内本社 61 社、県外本社 7 社）から回答され、正社員数の合計は 15,930 人で、そのうち男性は 12,652 人（79.4%）、女性は 3,278 人（20.6%）であり、労働組合（従業員会）のある企業は 30 社（44.1%）である。

管理職数の合計は 2,139 人（正社員数合計の 15.3%）で、そのうち男性 2,051 人（正社員数合計の 14.7%）、女性は 88 人（正社員数合計の 0.6%）である。

1 か月の平均賃金は 304,471 円で、うち基準内賃金 267,386 円、基準外賃金 37,085 円である。平均勤続年数は 14.1 年、平均年齢は 40.5 歳、平均扶養家族数は 1.3 人となっている。

2. 県内企業の実際支給賃金（平成 29 年昇給前）

40 歳の年収を業種別に見ると下記ようになる。（除、通勤手当、超過勤務手当）[表 2・6 ページ参照]

①高卒

業 種	年収(千円)	業 種	年収(千円)
機 械・金 属	4,299	流 通	4,108
化 学・石 油	5,055	木 材	4,161
金 融	—	建 設・土 木	4,696
製 紙・印 刷	3,094	そ の 他	—
運 輸	3,884		
食 品	4,448	平 均	4,403

②大卒

業 種	年収(千円)	業 種	年収(千円)
機 械・金 属	5,423	流 通	4,805
化 学・石 油	5,126	木 材	4,126
金 融	—	建 設・土 木	5,538
製 紙・印 刷	—	そ の 他	—
運 輸	4,167		
食 品	4,562	平 均	4,798

3. 諸手当

(1) 家族手当 [表 3・11 ページ参照]

配偶者に対しての家族手当の月平均は 10,323 円である。県内本社企業の月平均は 9,951 円、県外本社企業の月平均は 13,483 円であり、県外本社の平均の方が 3,532 円高い。最高支給額は 35,000 円、最低支給額は 1,000 円である。

第 1 子に対しての平均は 4,428 円である。最高支給額は 14,000 円、最低支給額は 200 円であり企業により支給額は異なる。

(2) 役付手当（県内本社企業） [表 4・11 ページ参照]

部長の平均役付手当額は月 100,626 円、部長代理（次長）76,177 円、課長 54,720 円、課長代理 33,134

円、係長 23,408 円、主任 14,718 円となっている。

(3) **通勤手当** [表 5・11 ページ参照]

交通機関を利用する場合、集計可能な 23 社中 21 社が「全額（実費）支給」と回答した。交通用具を利用する場合は、集計可能な 35 社中 33 社が「距離に応じて支給」と回答した。ただし、これらの企業の中にも上限を設けている企業が 30 社、その平均は 23,173 円であった。

(4) **食事手当** [表 6・11 ページ参照]

食事手当は、各社によりばらつきがみられるが、平均すると月額 5,000 円である。

(5) **住宅手当（県内本社）** [表 7・11 ページ参照]

世帯主・妻帯者の住宅手当は、各社ばらつきがあるが、平均月額 9,216 円、独立単身生計者は平均月額 7,941 円となっている。最高支給額は世帯主、独立単身生計者ともに 25,000 円、最低支給額も世帯主、独立単身生計者ともに 1,500 円である。

4. 時間外、休日、深夜労働、時間外深夜労働の割増率

(1) **時間外割増率** [表 8・12 ページ参照]

集計可能な 64 社をみると、法定割増率「125%」が 55 社（85.9%）で最も多かった。県内本社企業 57 社のうち 54 社（94.7%）が「125%」、県外本社企業 7 社では「127%」が 2 社（28.5%）、「130%」が 3 社（42.9%）であった。

(2) **法定休日の出勤** [表 9・12 ページ参照]

集計可能な 62 社をみると、法定割増率「135%」が 58 社（93.5%）で最も多かった。県内本社企業 55 社中 54 社（98.2%）が「135%」、県外本社企業では 7 社のうち 4 社（57.1%）が「135%」であった。

(3) **法定外休日の出勤** [表 10・12 ページ参照]

集計可能な 60 社をみると、法定割増率「125%」が 39 社（65.0%）で最も多く、次いで「135%」が 16 社（26.7%）で多かった。県内本社企業 53 社では、「125%」が 38 社（71.7%）、県外本社企業 7 社では、「135%」が 4 社（57.1%）であった。

(4) **深夜労働** [表 11・12 ページ参照]

集計可能な 53 社をみると、法定割増率「125%」が 33 社（62.3%）で最も多かった。県内本社企業 46 社では、「125%」が 31 社（67.4%）、県外本社企業 7 社では「125%」が 2 社（28.6%）であった。

(5) **時間外深夜労働** [表 12・12 ページ参照]

集計可能な 58 社をみると、法定割増率「150%」が 44 社（75.9%）で最も多く、最高の「174%」までかなりのばらつきがみられた。県内本社企業 51 社では、「150%」が 43 社（84.3%）、県外本社企業 7 社では、「160%」が 2 社（28.6%）であった。

5. 労働時間（常日勤者） [表 13・13 ページ参照]

集計可能な 58 社をみると、1 日当り所定労働時間についての平均は、拘束 8 時間 47 分、実働 7 時間 43 分、休憩時間は 1 時間 6 分となっている。年間総労働時間については拘束 2, 252 時間、実働 1, 991 時間となっている。

県内本社企業 51 社の平均をみると、拘束 8 時間 48 分、実働 7 時間 44 分、休憩時間は 1 時間 7 分となっている。また、年間総労働時間については、拘束 2, 269 時間、実働 2, 006 時間となっている。

県外本社企業 6 社の平均をみると、拘束 8 時間 32 分、実働 7 時間 41 分、休憩時間は 54 分となっている。また、年間総労働時間については、拘束 2, 099 時間、実働 1, 880 時間となっている。

6. 年間休日（常日勤者） [表 14・14 ページ参照]

集計可能な 65 社の平均年間休日数は 108. 3 日で、最高日数は 128 日、最低日数は 73 日となっている。県内本社企業 58 社の平均は 106. 8 日で、最高日数は 128 日、最低日数は 73 日であり、県外本社企業 7 社については、平均は 121. 0 日、最高日数は 127 日、最低日数は 112 日となっている。

7. パートタイマーの労働条件

(1) パートタイマーの雇用人数 [表 15・14 ページ参照]

集計可能な 48 社のうち、パートタイマーの雇用人数について 28 社 (58. 3%) が「10 人未満」と回答、次いで「50 人未満」が 9 社 (18. 8%) であった。県内本社企業 46 社では「10 人未満」と回答した企業が 27 社 (58. 7%) であった。

(2) 雇用契約期間 [表 16・14 ページ参照]

集計可能な 38 社をみると、18 社 (47. 3%) が「1 年以内」、次いで「6 か月以内」が 10 社 (26. 3%) であった。

(3) 1 時間当たりの基本賃金 [表 17・14 ページ参照]

集計可能な 47 社をみると、1 時間当たりの基本賃金の平均額は 908 円であった。最高金額は 2, 750 円、最低金額は 753 円であった。

8. 女性の登用 [表 18・15 ページ参照]

集計可能な 59 社の役職者 (4, 046 人) に占める女性の割合は 9. 5% (386 人) であった。県内本社企業 54 社では 10. 1%、県外本社企業 5 社では 1. 3%であり、県内本社企業の方が女性役職者比率が高いという結果となった。また課長以上に占める女性の割合は全体で 4. 7%、県内本社企業で 5. 1%、県外本社企業で 1. 6%となった。

9. 「働き方改革」の取組 [表 19・15 ページ参照]

集計可能な 68 社に複数回答で実施している取り組みを聞いたところ、「年次有給休暇残日数を社員に通知している」が 46 社 (69.7%) で最も多く、次いで「残業を行う際の手続きを厳格化している（上長への事前申請等）」が 33 社 (50.0%)、「長時間労働の抑制を目的とした業務プロセスの見直しを行っている」が 22 社 (33.3%) となった。

10. 年次有給休暇の取得率 [表 20・16 ページ参照]

集計可能な 63 社の平均の年次有給休暇（以下、有休）の取得率は 42.0%であった。県内本社企業 56 社の有休取得率の平均は 38.4%、県外本社企業 7 社の有休取得率の平均は 70.4%と大きく差が出た。

1. 労 務 構 成 [表1]

(1) 正社員の人数

	回答企業数 [社]		正社員数 [人]			
		うち労働組合のある企業		男		女
全 体	68	30 (44.1%)	15,930	12,652 (79.4%)		3,278 (20.6%)
県内本社	61	24 (39.3%)	12,298	9,277 (75.4%)		3,021 (24.6%)
県外本社	7	6 (85.7%)	3,632	3,375 (92.9%)		257 (7.1%)

(2) 管理職の人数

	管理職数 [人]			
			男	女
全 体	2,139 (15.3%)		2,051 (14.7%)	88 (0.6%)
県内本社	1,974 (16.2%)		1,888 (15.5%)	86 (0.7%)
県外本社	165 (9.3%)		163 (9.1%)	2 (0.1%)

* () 内は管理職の割合、分母は管理職について回答のあった
65社（県内59社、県外6社）の正社員の人数

(3) 平均賃金、平均勤続年数、平均年齢、平均扶養家族数

	平均賃金 [円]			平均勤続 年数 [年]	平均年齢 [歳]	平均扶養 家族数 [人]
		基準内	基準外			
全 体	304,471	267,386	37,085	14.1	40.5	1.3
県内本社	296,785	261,914	34,871	13.7	40.5	1.3
県外本社	380,043	321,191	58,852	17.4	40.3	1.4

2. 県内企業の実際支給賃金(全体) [表2]

(1)高卒 (常日勤)

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与 (通勤手当・超過勤務 手当を除く) ①	賞与・一時金 (年 間) ②	①×12+② 計 (年 報 酬)	月間平均 超過勤務時間 (h)
A 機械・金属	18歳 (独身)	165,112	334,090	2,219,983	12.5
	22歳 (〃)	180,358	696,740	2,761,507	19.6
	25歳 (〃)	200,420	772,778	3,100,540	24.5
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	233,820	840,343	3,541,139	20.5
	35歳 (〃)	267,018	989,988	4,070,454	18.3
	40歳 (〃)	284,157	979,052	4,299,934	20.1
	45歳 (〃)	333,381	1,254,825	5,129,912	23.9
	50歳 (〃)	339,859	1,265,015	5,185,193	22.2
	55歳 (〃)	358,138	1,241,950	5,401,613	21.6
B 化学・石油・電力	18歳 (独身)	164,956	455,223	2,377,795	6.0
	22歳 (〃)	181,503	751,225	2,779,013	10.6
	25歳 (〃)	202,270	861,057	3,180,663	14.8
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	251,417	1,018,313	4,035,320	13.3
	35歳 (〃)	295,546	1,322,064	4,868,621	15.6
	40歳 (〃)	315,413	1,270,448	5,055,410	18.1
	45歳 (〃)	343,808	1,421,697	5,389,427	16.4
	50歳 (〃)	376,017	1,633,013	5,911,926	13.8
	55歳 (〃)	397,871	1,652,997	6,243,787	12.6
C 金融	22歳 (〃)	180,500	759,214	2,925,214	0.8
	25歳 (〃)	192,807	839,933	3,153,611	2.6
D 製紙・紙器・印刷	18歳 (独身)	145,575	5,000	1,751,900	39.0
	22歳 (〃)	156,750	308,500	2,189,500	37.5
	25歳 (〃)	161,120	153,450	2,086,890	37.5
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	190,195	308,000	2,590,340	30.0
	35歳 (〃)	213,400	362,700	2,923,500	38.5
	40歳 (〃)	225,425	388,900	3,094,000	33.0
	45歳 (〃)	246,275	364,150	3,319,450	33.5
	50歳 (〃)	254,400	362,400	3,415,200	45.5
	55歳 (〃)	284,138	406,750	3,816,400	30.0

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与 (通勤手当・超過勤務 手当を除く) ①	賞与・一時金 (年 間) ②	①×12+② 計 (年 報 酬)	月間平均 超過勤務時間 (h)
E 運 輸	18歳 (独身)	163,577	354,608	2,258,435	18.4
	22歳 (")	181,740	543,611	2,724,491	19.8
	25歳 (")	194,214	590,405	2,920,973	24.1
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	223,457	607,360	3,288,840	22.6
	35歳 (")	254,783	700,183	3,757,573	21.8
	40歳 (")	263,360	724,146	3,884,466	18.1
	45歳 (")	289,705	839,808	4,316,268	28.7
	50歳 (")	300,720	958,166	3,965,366	26.4
	55歳 (")	349,480	1,072,469	5,266,229	21.3
F 食 品	18歳 (独身)	167,121	272,613	2,187,194	5.0
	22歳 (")	183,693	416,329	2,481,869	5.0
	25歳 (")	201,248	475,193	2,731,767	5.0
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	246,618	535,703	3,316,547	5.0
	35歳 (")	290,617	604,950	3,890,700	5.0
	40歳 (")	331,280	709,891	4,448,625	5.0
	45歳 (")	373,076	783,529	4,999,269	5.0
	50歳 (")	421,523	864,468	5,634,584	5.0
	55歳 (")	445,166	911,797	5,949,853	5.0
G 流 通	18歳 (独身)	152,000	293,333	1,970,667	8.8
	22歳 (")	175,675	418,750	2,443,102	9.1
	25歳 (")	221,929	445,375	3,108,517	13.3
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	218,220	567,875	3,186,518	10.0
	35歳 (")	291,670	749,000	4,249,040	5.5
	40歳 (")	285,167	686,667	4,108,667	10.0
	45歳 (")	317,275	867,500	4,674,800	10.0
	50歳 (")	344,760	851,667	4,988,787	8.3
	55歳 (")	354,820	786,250	5,044,090	12.3
H 木 材	18歳 (独身)	133,000	359,500	1,955,500	1.0
	22歳 (")	146,500	438,000	2,196,000	17.0
	25歳 (")	194,250	537,000	2,868,000	15.5
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	227,500	603,500	3,333,500	15.5
	35歳 (")	282,900	656,800	4,051,600	16.0
	40歳 (")	290,525	675,000	4,161,300	15.5
	45歳 (")	313,000	750,000	4,506,000	15.5
	55歳 (")	381,175	871,500	5,445,600	0.0

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与 (通勤手当・超過勤務 手当を除く) ①	賞与・一時金 (年 間) ②	①×12+② 計 (年 報 酬)	月間平均 超過勤務時間 (h)
J 建 設	18歳 (独身)	171,750	223,800	2,247,500	15.1
	22歳 (〃)	189,500	455,300	2,729,300	26.3
	25歳 (〃)	206,540	510,600	2,989,080	23.8
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	265,680	551,300	3,739,460	22.7
	35歳 (〃)	302,875	765,625	4,400,125	8.4
	40歳 (〃)	342,750	583,875	4,696,875	20.0
	45歳 (〃)	340,375	664,125	4,748,625	12.1
	50歳 (〃)	429,333	983,000	6,135,000	20.0
	55歳 (〃)	452,833	1,075,500	6,509,500	20.0
平 均	18歳 (独身)	161,174	316,271	2,182,591	12.8
	22歳 (〃)	178,797	575,108	2,650,541	16.4
	25歳 (〃)	200,340	638,949	2,996,277	20.0
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	238,177	736,906	3,555,195	17.4
	35歳 (〃)	277,107	876,136	4,151,350	16.1
	40歳 (〃)	295,955	899,710	4,403,812	17.7
	45歳 (〃)	327,049	1,026,918	4,874,483	18.4
	50歳 (〃)	336,934	1,031,665	4,934,291	18.0
	55歳 (〃)	376,770	1,162,069	5,589,087	16.0

- 注) 1. 単位・・・円
2. 集計は単純平均による。
3. 「一」はサンプル数が1社もしくは報告がなかったため表記せず。但し、平均には含む。
4. この集計をもって和歌山県の平均とは言えません。目安としてご利用下さい。

(2)大卒（常日勤）

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与 (通勤手当・超過勤務 手当を除く) ①	賞与・一時金 (年 間) ②	①×12+② 計 (年 報 酬)	月間平均 超過勤務時間 (h)
A 機械・金属	22歳 (独身)	191,326	439,053	2,647,154	20.0
	25歳 (")	208,077	654,131	3,151,052	24.0
	30歳 (配偶者+子供2人)	237,168	738,794	3,584,806	25.6
	35歳 (")	284,613	933,514	4,348,865	27.0
	40歳 (")	336,011	1,391,564	5,423,698	22.2
	45歳 (")	385,466	1,420,518	6,046,114	26.6
	50歳 (")	438,856	1,431,281	6,697,553	17.0
	55歳 (")	446,145	1,593,892	6,947,636	20.9
B 化学・石油・電力	22歳 (独身)	204,404	685,230	2,942,303	7.4
	25歳 (")	215,571	816,700	3,240,211	7.9
	30歳 (配偶者+子供2人)	280,872	1,268,318	4,480,236	18.0
	35歳 (")	312,572	1,364,587	4,812,206	20.1
	40歳 (")	327,204	1,371,407	5,126,428	6.9
	45歳 (")	383,844	1,761,471	5,780,444	6.2
	50歳 (")	417,110	1,854,946	6,489,277	6.2
	55歳 (")	428,974	1,895,810	6,664,333	4.9
C 金融	22歳 (独身)	192,439	241,939	2,551,207	6.2
	25歳 (")	208,373	928,915	3,429,385	12.1
	30歳 (配偶者+子供2人)	254,219	1,061,771	4,112,393	14.2
D 製紙	25歳 (独身)	174,075	328,550	2,417,450	37.5
	35歳 (配偶者+子供2人)	199,050	312,500	2,701,100	35.5
E 運輸	22歳 (独身)	192,487	515,033	2,824,873	32.0
	25歳 (")	197,936	671,684	3,046,913	26.0
	30歳 (配偶者+子供2人)	220,050	631,184	3,271,784	21.2
	35歳 (")	251,110	880,478	3,893,798	29.1
	40歳 (")	267,080	962,498	4,167,458	22.3
	45歳 (")	331,825	1,116,141	5,098,041	17.5
	50歳 (")	337,845	981,397	5,035,537	16.2
	55歳 (")	388,240	1,213,150	5,872,030	30.0
F 食品	22歳 (独身)	185,893	204,219	2,434,935	5.0
	25歳 (")	204,381	303,462	2,756,034	5.0
	30歳 (配偶者+子供2人)	248,151	363,802	3,341,614	5.0
	35歳 (")	296,367	409,967	3,966,367	5.0
	40歳 (")	339,947	483,261	4,562,625	5.0
	45歳 (")	384,576	529,019	5,143,935	5.0
	50歳 (")	433,023	586,312	5,782,584	5.0
	55歳 (")	448,949	617,865	6,005,253	5.0

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与 (通勤手当・超過勤務 手当を除く) ①	賞与・一時金 (年 間) ②	①×12+② 計 (年 報 酬)	月間平均 超過勤務時間 (h)
G 流 通	22歳 (独身)	186,764	372,560	2,507,286	11.4
	25歳 (")	197,070	665,760	2,919,640	13.3
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	241,240	775,014	3,669,898	19.7
	35歳 (")	274,639	912,129	4,207,793	14.1
	40歳 (")	306,086	1,132,880	4,805,914	15.9
	45歳 (")	331,267	1,154,303	5,129,503	18.5
	50歳 (")	343,113	1,027,000	5,144,350	16.3
	55歳 (")	347,448	1,076,875	5,246,245	16.7
H 木 材	35歳 (配偶者+ 子供2人)	266,925	667,500	3,870,600	16.0
	40歳 (")	286,025	693,800	4,126,100	17.5
	50歳 (")	393,750	838,500	5,563,500	1.0
J 建 設	22歳 (独身)	198,250	371,667	2,657,750	13.7
	25歳 (")	213,000	627,250	3,183,250	22.6
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	267,000	582,167	3,640,625	10.7
	35歳 (")	305,167	683,500	4,345,500	—
	40歳 (")	372,250	1,071,250	5,538,250	—
	45歳 (")	407,167	1,328,167	6,214,167	4.7
	50歳 (")	478,500	1,474,500	7,216,500	—
	55歳 (")	504,833	1,722,833	7,780,833	5.7
平 均	22歳 (独身)	191,068	403,457	2,625,080	13.4
	25歳 (")	205,011	655,538	3,065,250	17.3
	30歳 (配偶者+ 子供2人)	249,417	788,120	3,737,336	20.1
	35歳 (")	282,478	901,340	4,244,851	21.1
	40歳 (")	312,963	1,074,495	4,798,446	16.1
	45歳 (")	361,498	1,198,820	5,461,866	15.7
	50歳 (")	399,018	1,192,328	5,937,956	12.6
	55歳 (")	412,985	1,323,986	6,230,772	13.2

- 注) 1. 単位・・・円
2. 集計は単純平均による。
3. 「—」はサンプル数が1社もしくは報告がなかったため表記せず。但し、平均には含む。
4. この集計をもって和歌山県の平均とは言えません。目安としてご利用下さい。

3. 諸 手 当

(1) 家族手当 [表3]

(単位:円)

	平均	最高	最低	県内本社			県外本社		
				平均	最高	最低	平均	最高	最低
配偶者	10,323 (57)	35,000	1,000	9,951 (51)	35,000	1,000	13,483 (6)	23,500	4,000
第1子	4,428 (57)	14,000	200	4,102 (51)	10,500	200	7,200 (6)	14,000	1,600
第2子	4,095 (57)	14,000	200	3,729 (51)	10,500	200	7,200 (6)	14,000	1,600
第3子	4,030 (46)	14,000	500	3,555 (40)	10,500	500	7,200 (6)	14,000	1,600

()内は社数

(2) 役付手当 (県内本社) [表4]

(単位:円)

部 長	部長代理(次長)	課 長	課長代理	係 長	主 任
100,626 (38)	76,177 (36)	54,720 (43)	33,134 (31)	23,408 (38)	14,718 (39)

()内は社数

(3) 通勤手当(全体) [表5]

イ. 交通機関利用

全額(実費) 支給	一定額まで支給し、それを超える部分は1/2支給	一定額まで支給し、それを超える部分は個人負担
21社	0社	0社

ロ. 交通用具利用

距離に応じて支給	一律支給
33社	2社

ハ. 限度額 内は最小値～最大値

月 額 (平均)
23,173円 [5,500～50,000円]

分布状況	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上
社 数	3社	12社	7社	4社	4社

(4) 食事手当(全体) [表6]

[]内は最小値～最大値

日 額 (平均)	月 額 (平均)
(4) 328円 [200～500円]	(4) 5,000円 [2,500～8,000円]

()内は社数

(5) 住宅手当 (県内本社) [表7]

[]内は最小値～最大値

世帯主・妻帯者等 (平均)	独立単身生計者 (平均)
(19) 9,216円 [1,500～25,000円]	(17) 7,941円 [1,500～25,000円]

()内は社数

4. 時間外、休日、深夜労働、時間外深夜労働の割増率

(1) 時間外割増 [表8]

単位…社

割 増 率	125%	127%	128%	130%	131%	計
県内本社	54	0	1	2	0	57
県外本社	1	2	0	3	1	7
全 体	55	2	1	5	1	64

(2) 法定休日出勤 [表9]

単位…社

割 増 率	135%	136%	140%	145%	150%	計
県内本社	54	0	0	0	1	55
県外本社	4	1	1	1	0	7
全 体	58	1	1	1	1	62

(3) 法定外休日 [表10]

単位…社

割 増 率	125%	130%	135%	145%	150%	計
県内本社	38	2	12	0	1	53
県外本社	1	1	4	1	0	7
全 体	39	3	16	1	1	60

(4) 深夜労働 [表11]

単位…社

割 増 率	125%	127%	128%	130%	135%	140%	143%	150%	160%	計
県内本社	31	1	1	2	2	2	0	6	1	46
県外本社	2	0	0	2	0	2	1	0	0	7
全 体	33	1	1	4	2	4	1	6	1	53

(5) 時間外深夜労働 [表12]

単位…社

割 増 率	150%	152%	153%	155%	160%	161%	167%	168%	170%	174%	計
県内本社	43	1	1	1	3	1	0	1	0	0	51
県外本社	1	1	0	0	2	0	1	0	1	1	7
全 体	44	2	1	1	5	1	1	1	1	1	58

5. 労働時間(常日勤者) [表13]

(1) 平均

()は、社数

	1日当り所定労働時間			年間総労働時間 (h)	
	拘束	実働	休憩	拘束	実働
全 体	(57) 5 時間 47 分	(58) 7 時間 43 分	(57) 1 時間 6 分	(51) 2,252	(53) 1,991
県内本社	(51) 8 時間 48 分	(51) 7 時間 44 分	(51) 1 時間 7 分	(46) 2,269	(47) 2,006
県外本社	(6) 8 時間 32 分	(7) 7 時間 41 分	(6) 54 分	(5) 2,099	(6) 1,880

(2) 業種別(県内本社)

()は、社数

業 種	1日当り所定労働時間			年間総労働時間 (h)	
	拘束	実働	休憩	拘束	実働
機械・金属	(9) 8 時間 51 分	(9) 7 時間 51 分	(9) 1 時間 0 分	(9) 2,258	(9) 2,003
化学・石油	(9) 8 時間 37 分	(9) 7 時間 36 分	(9) 1 時間 2 分	(8) 2,159	(8) 1,914
金 融	(1) 8 時間 40 分	(1) 7 時間 40 分	(1) 1 時間 0 分	—	—
紙器・印刷	(2) 9 時間 0 分	(2) 7 時間 53 分	(2) 1 時間 8 分	(2) 2,309	(2) 2,020
運 輸	(7) 8 時間 58 分	(7) 7 時間 51 分	(7) 1 時間 2 分	(6) 2,353	(7) 2,054
食 品	(3) 8 時間 42 分	(3) 7 時間 37 分	(3) 1 時間 5 分	(3) 2,332	(3) 2,041
流 通	(10) 8 時間 41 分	(10) 7 時間 37 分	(10) 1 時間 11 分	(9) 2,238	(9) 2,004
木 材	(3) 9 時間 12 分	(3) 7 時間 55 分	(3) 1 時間 17 分	(2) 2,347	(2) 2,123
建 設	(6) 8 時間 50 分	(6) 7 時間 41 分	(6) 1 時間 24 分	(6) 2,299	(6) 2,007
そ の 他	(1) 9 時間 0 分	(1) 7 時間 45 分	(1) 1 時間 15 分	(1) 2,403	(1) 2,069

(3) 業種別(県外本社)

()は、社数

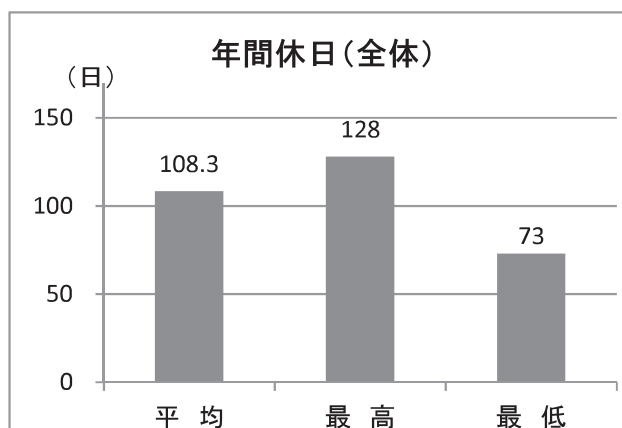
業 種	1日当り所定労働時間			年間総労働時間 (h)	
	拘束	実働	休憩	拘束	実働
機械・金属	(2) 8 時間 33 分	(2) 7 時間 48 分	(2) 45 分	(1) 2,106	(1) 1,922
化学・石油	(4) 8 時間 31 分	(4) 7 時間 33 分	(4) 59 分	(4) 2,098	(4) 1,855

6. 年間休日(常日勤者) [表14]

(1) 全 体

() は、社数

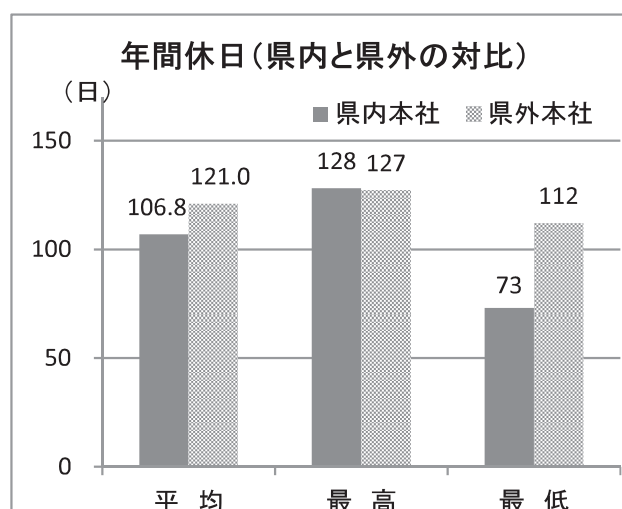
平 均	最 高	最 低
108.3日 (65)	128日	73日



(2) 県内本社

() は、社数

平 均	最 高	最 低
106.8日 (58)	128日	73日



(3) 県外本社

() は、社数

平 均	最 高	最 低
121.0日 (7)	127日	112日

7. パートタイマーの労働条件

(1) パートタイマーの雇用人数 [表15]

単位:社

	10人未満	50人未満	100人未満	200人未満	300人未満	300人以上	計
県内本社	27	9	3	2	1	4	46
県外本社	1	0	0	1	0	0	2
全 体	28	9	3	3	1	4	48

(2) 雇用契約期間 [表16]

単位:社

	3か月以内	6か月以内	1年以内	無	計
全 体	4	10	18	6	38

(3) 1時間当りの基本賃金 [表17]

() は、社数

	平 均	最 高	最 低
全 体	908円 (47)	2,750円	753円

8. 女性の登用 [表18]

(1) 全 体

	役職者合計 [人]				
		役員	部長	課長	係長・主任
全 体	4,046	319	303	1,441	1,983
うち女性	386 (9.5%)	24 (7.5%)	2 (0.7%)	70 (4.9%)	290 (14.6%)

※課長以上に占める女性の割合・・・4.7%

(2) 県内本社

	役職者合計 [人]				
		役員	部長	課長	係長・主任
全 体	3,821	303	263	1,316	1,939
うち女性	386 (10.1%)	24 (7.9%)	2 (0.8%)	70 (5.3%)	290 (15.0%)

※課長以上に占める女性の割合・・・5.1%

(3) 県外本社

	役職者合計 [人]				
		役員	部長	課長	係長・主任
全 体	225	16	40	125	44
うち女性	3 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.4%)	0 (0.0%)

※課長以上に占める女性の割合・・・1.6%

9. 「働き方改革」の取組 [表19]

(68社 複数回答)

年次有給休暇残日数を社員に通知している	46	69.7%
残業を行う際の手続きを厳格化している(上長への事前申請等)	33	50.0%
長時間労働の抑制を目的とした業務プロセスの見直しを行っている	22	33.3%
短時間勤務制度を導入している	15	22.7%
全社・部署・個人等で労働時間、残業時間に関する数値目標を設定している	15	22.7%
年次有給休暇の計画的付与制度を導入している	14	21.2%
業務の繁忙に応じた休業日を設定している(閑散期の飛び石休暇を連続休暇にする等)	12	18.2%
フレックスタイム制、朝型の働き方等の柔軟な労働時間制度を導入している	11	16.7%
ノー残業デー、ノー残業ウィーク等を設定している	11	16.7%
時間単位での年次有給休暇制度を導入している	11	16.7%
誕生日・記念日等の決まった日や申告した日を年次有給休暇等とする休暇制度の設定を行っている	11	16.7%
5営業日以上連続休暇制度を導入している	10	15.2%
休暇・休業時の業務フォローアップ体制を構築している(顧客・取引先情報の共有等)	10	15.2%
全社・部署・個人等で年次有給休暇取得日数、取得率等に関する数値目標を設定している	5	7.6%
テレワーク制度、在宅勤務制度を導入している	3	4.5%
業務の繁忙に応じて営業時間を設定している	3	4.5%

10. 年次有給休暇の取得率 [表20]

(1) 全 体 () は、社数

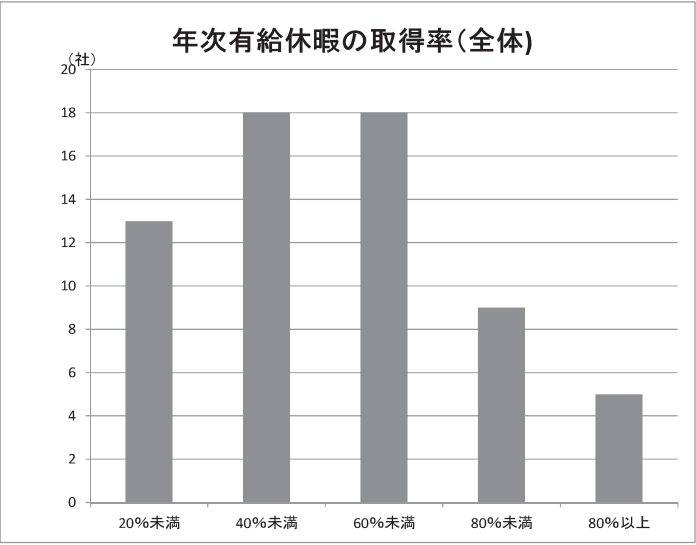
平 均	最 高	最 低
42.0% (63)	94.0%	0.0%

② 県内本社 () は、社数

平 均	最 高	最 低
38.4% (56)	94.0%	0.0%

③ 県外本社 () は、社数

平 均	最 高	最 低
70.4% (7)	91.5%	32.6%



取得率＝取得資格のある労働者の取得日数/付与日数×100

* 付与日数には繰越日数を含まない。

(参考) 最 低 賃 金 一 覧 表

和歌山労働局賃金室

最低賃金の名称		時間額	効力発生の日	適用される労働者の範囲
地域最低賃金	和歌山県最低賃金	753円	H28.10.1	和歌山県最低賃金は和歌山県内の事業所で働く全ての労働者に適用される。ただし、下欄に掲げる産業別最低賃金の適用を受ける労働者は該当する産業別最低賃金が適用される。
産業別最低賃金	和歌山県鉄鋼業最低賃金	871円	H28.12.30	和歌山県の地域内で鉄鋼業(鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者。
	和歌山県百貨店総合スーパー最低賃金	799円	H28.12.30	和歌山県の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者。
	次に該当するものについては、産業別最低賃金の適用から除外され和歌山県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者			

(注1)最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。

(注2)最低賃金の賃金には、次に該当する賃金、手当は算入されません。

- ・臨時に支払われる賃金時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ・時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(注3)最低賃金額と対象となる賃金額との比較は

- ① 時間給の場合 時間給 ≥ 最低賃金額
- ② 日給の場合 日給 ÷ 1日所定労働時間 ≥ 最低賃金額
- ③ ①、②以外(週給・月給等)の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。
月給制の場合は、次のような計算式を用いて計算します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額}$$

和 経 協 労 働 ハ ン ド ブ ッ ク 要 約 編
～ 平 成 29 年 版 ～

発 行 和 歌 山 県 経 営 者 協 会

〒640-8152 和歌山市十番丁 19 番地 Wajima 十番丁 3 階

電 話 073-431-7376

F A X 073-422-0416